(20) きゅうり

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	 たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) 緑肥作物利用技術 * 土壌診断に基づくもの 		
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術(植え溝施肥 等)	【 化学肥料由来の窒素成分量 【	
	② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	34.6kg/10a以下	49.3kg∕10a
	① 機械除草技術	化学農薬使用回数(成分数)	
化学農薬低減技術	 ② 生物農薬利用技術 ③ 対抗植物利用技術 (センチュウ、フザリウム等) ④ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑤ 天然物質由来農薬利用技術 ⑥ 土壌還元消毒技術 ⑦ 熱利用土壌消毒技術 ⑧ プェロモン剤利用技術 ⑨ マルチ栽培技術 	27回以下	38回